

「2020年農林業センサス」を実施します 調査へのご協力をお願いします



農林業センサスは、農林業および農山村に関する重要な統計調査です。

この調査は、農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態を明らかにすることを目的に、5年に1回実施されます。

調査の結果は、国や県、町の農林業施策のための資料としていかされます。

日野町では、農業を営んでいるすべての世帯もしくは農地を所有しているすべての世帯が調査の対象とされています。12月中旬から、統計調査員が対象世帯をお訪ねし、調査の説明や調査票の配布・回収を行いますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

【記入内容は守られます！】

調査票に記入していただいた内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用したりすることは、統計法で固く禁じられています。

2010年、2015年農林業センサス結果の概要

	農 家		総 数		
	2010年	2015年	2010年～2015年の増減		
			増減数	増減率(%)	
滋賀県	36,017	29,020	-6,997	-19.4	
日野町	1,309	1,112	-197	-15.0	
(内訳)	日野地区	190	159	-31	-16.3
	東桜谷地区	238	202	-36	-15.1
	西桜谷地区	129	104	-25	-19.4
	西大路地区	162	141	-21	-13.0
	鎌掛地区	80	69	-11	-13.8
	南比都佐地区	161	136	-25	-15.5
	必佐地区	349	301	-48	-13.8

農林水産省・滋賀県・日野町（◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552）

補助金を活用して

環境に優しい製品を使用しませんか

町では環境に優しい製品である生ごみ処理容器とデイスポージアに対する補助金制度を設けています。

●生ごみ処理容器

生ごみ処理容器は生ごみの水切りや臭いの軽減などの効果があり、処分する生ごみの重さを減らすことができます。一般的に生ごみに含まれる水分量はおよそ8割といわれており、生ごみ処理容器を使用すると2割程度まで減らすことができます。また生ごみを堆肥化することができます。農業をされている家庭では化学肥料の代わりとして堆肥化した生ごみを使用できます。

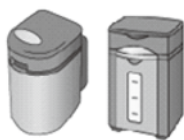
実際に利用されているご家庭の方からは高い満足感があるという声を聞いています。

生ごみ処理容器の補助金は、非電気式（コンポスト）が上限5千円、電気式が上限2万円となります。

詳しくは住民課までお問い合わせください。



非電気式
(コンポスト)



電気式

農業集落排水エリアのみが対象

●デイスポージア

台所シンク（流し台）に設置して生ごみを粉碎し、水と一緒に排水管に流す設備です。

デイスポージアのメリットは家庭ゴミを簡単に減らすことです。また、屋内に生ゴミを貯めないことによる悪臭・害虫の防止、衛生面の向上が図れます。

デイスポージアの補助金は1基につき上限3万円です。詳しくは上下水道課までお問い合わせください。



※この生ゴミ分が減量！

↓生ゴミ

水↓

↓排水

←デイスポージア

- ◆生ごみ処理容器に関する問い合わせ先
- ◆デイスポージアに関する問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当 ☎0748-52-6578
上下水道課 下水道担当 ☎0748-52-6579

誰もが安心して暮らせるまちづくりを考えよう

12月3日～9日は「障害者週間」です

障害者週間は、障がいのある人が社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障がいのある人に対する関心と理解を深める活動が実施されています。

平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行。この法律は、障がいのある人に対する差別をなくし、障がいのある人もない人も共に地域で安心して暮らす社会をつくることをめざしています。さらに、滋賀県では、誰もが暮らしやすい共生社会をめざし

て、障がいのある人が直面する社会的障壁を社会全体で取り除いていくため、平成31年4月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されました。

この「障害者週間」を機会として、障がいのある人への関心と理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりについて考えましょ。

◆問い合わせ先

福祉保健課 福祉担当

☎0748-5216573

おたがいが尊重される社会をつくるために

12月4日～10日は「第71回人権週間」です

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと人権を考える週間です。性差別、障害者差別、外国人差別などあらゆる差別や偏見をなくし、みんなが安心して暮らせる社会をつくるために、私たち一人ひとりが人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。

「人権週間」のCM」

国際連合は、1948年12月10日世界人権宣言が採択されたのを記念し、1950年（昭和25年）から「人

権デー」と定め、全ての加盟国にこれを記念する行事を毎年実施するよう呼びかけています。

日本では、毎年12月10日の人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を展開しています。

21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、相手の気持ちも思いやることの大切さを認識するとともに、一人ひとりの違いを認め合う心を育み、未来へつなげていくための人権感覚を身につけましょ。

土地・株式譲渡所得等の

確定申告は税務署で

次の所得などに関する確定申告は近江八幡税務署もしくはe-Taxにて申告を行っていただきますようお願い致します。

- 譲渡所得（土地建物の売買や株式の取引などの申告）
- 配当所得（上場株式の配当などで申告分離課税の適用を選択したもの）

- 青色申告
- 準確定申告
- 先物取引・FX
- 住宅ローン控除
- 過年分（平成30年分以前の申告）
- その他内容が複雑なもの

◆申告場所

近江八幡税務署（近江八幡市桜宮町243の2）

☎0748-333-3141（代表）

税金は期限内に納めましょ

もう一度、納め忘れないかお確かめください

皆さんから納めていただく町税は、福祉・医療・教育・ごみ処理等の身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県と町では、12月を「ストップ滞納!!強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。

●税金を滞納するようになったら

町税には納付期限が定められています。期限後20日を過ぎても納付がない場合は、督促状（1件2000円の手数料を加算）が発行され、延滞金（年率14.6%以内）も課されることとなります。

さらに、未納のまま放置されますと、財産（預貯金・給与・不動産等）の差押えや自宅の搜索などの滞納処分が行われます。

なお、平成30年度では、149件・1千314万5千628円の差押え（預貯金・給与など）を行いました。

●どうしても期限内に納められない場合は…

病气や失業・事業の業績不振などのや

むを得ない理由がある方や、生活困窮・多重債務などにより一時的に町税を各期限内に納付することが困難な方については、一人で悩まず、放置せずに早めに税務課で納付のご相談をお願いします。

ただし、納付相談の際に虚偽の申し出をされた場合や、納付計画を守らず分納不履行になった場合などは、滞納処分により強制徴収の対象となります。

●納税者間の公平性確保と滞納額の縮減に努めています

町では、税の公平性と安定的な財源の確保のため、収納率の向上と滞納額の縮減に向けた取り組みを行っています。また、県と県内市町では、「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、相互に連携・協働して県税と市町税の滞納整理を推進しています。

◆問い合わせ先

税務課 収納担当

☎0748-333-6570